

# エコプリモバイルサービス契約約款

株式会社モバイルキャスト

## 第1章 総則

### 第1条（約款の適用）

株式会社モバイルキャスト（以下「当社」といいます。）は、エコプリモバイルサービス契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、本約款に基づき、エコプリモバイル（第2条（用語の定義）に定めます。）を提供します。

### 第2条（用語の定義）

本約款における用語は、以下各号に定義するものとします。

「エコプリモバイルサービス」とは、キャリア（本条第7号に定めます。）の提供する携帯電話サービスを当社の独自の料金プランでリセール（再販）またはレンタルにより、当社が提供する携帯電話サービスを指します。

「エコプリモバイル契約」とは、本約款を含むエコプリモバイルの利用等に関する契約を指します。

「エコプリモバイル契約者」とは、当社とエコプリモバイル契約を締結している者を指します。

「エコプリモバイル端末」とは、当社がエコプリモバイル契約者へ提供する携帯電話機ならびにこれに付随する機器等を指します。

「USIMカード」とは、携帯電話番号やお客様情報等のデータを保有するエコプリモバイル端末に内蔵されているICカードを指します。

「レンタル携帯事務局」とは、エコプリモバイルに関する業務を行う当社の事務取扱所を指します。

「キャリア」とは、エコプリモバイルに電気通信設備等を用いて携帯電話サービスを提供する電気通信事業者であるソフトバンクモバイル株式会社を指します。

「エコプリモバイルに関する利用料金」とは、エコプリモバイルの通話料、通信料、USIM未返却金、お客様負担料金等のエコプリモバイルの利用に係る一切の料金を指します。

「エコプリモバイル契約申込書」とは、当社が指定するエコプリモバイル契約のための申込書を指します。

### 第3条（有効期間）

1. 本約款に基づき提供されるエコプリモバイルサービスの有効期間とは、次に記載するうちのいずれか早く到来する日までの期間とします。

当社が、エコプリモバイル契約者の登録を完了した日の属する月を1ヶ月目として、当該月から起算して12ヶ月目の末日。

エコプリモバイル契約の解約又は解除を当社が承諾する日。

エコプリモバイルサービスを当社が提供するにあたりキャリアと締結している契約が理由の如何を問わず終了する日。

2. 当社は、エコプリモバイルの有効期間満了日の1ヶ月前までに、エコプリモバイル契約者に対して書面、電子メール（ショートメールサービス等）又は株式会社モバイルキャストの運営するウェブサイト（URL：<http://www.mobile-cast.jp>）への掲示による他、当社が指定する方法にて通知するものとします。通知の際に当社の指定する期日までに契約者から解約の意思表示がなかった場合、エコプリモバイル契約は12ヶ月更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第4条（約款の変更）

当社は、エコプリモバイル契約者の承諾を得ることなく、本約款を変更することがあります。その場合には、当社は変更後の本約款を第6条（通知の方法）に定める方法によりエコプリモバイル契約者に通知するものとし、以後、変更後の約款が適用されるものとします。

### 第5条（エコプリモバイルサービス内容の変更）

1. 当社は、エコプリモバイル契約者の承諾を得ることなく、エコプリモバイルに関する利用料金及び各種サービ

ス内容等を変更することがあります。その場合には、当社は変更後のサービス内容を第6条（通知の方法）に定める方法によりエコプリモバイル契約者に通知するものとし、以後、変更後のサービス内容が適用されるものとし、

2. キャリアの提供する携帯電話サービスの料金体系が変更された場合も前項と同様とします。

## 第6条（通知の方法）

本約款及びエコプリモバイルサービスに係る事項について、当社からエコプリモバイル契約者に対する通知の方法は、書面、電子メール（ショートメールサービス等）又は株式会社モバイルキャストの運営するウェブサイト（URL: <http://www.mobile-cast.jp>）への掲示による他、当社が指定する方法によるものとし、

## 第7条（エコプリモバイル契約者に係る情報の利用等）

1. 当社は、エコプリモバイル契約者に係る氏名、名称、連絡先、住所、年齢、性別、エコプリモバイル契約者の保有するエコプリモバイル端末情報ならびにエコプリモバイル契約者の当社への問い合わせ内容等の情報（以下「契約者情報」といいます。）を、料金の適用、料金の請求及び受付審査等、当社エコプリモバイルサービスの提供に必要な範囲で利用します。
2. 前項の規定による他、エコプリモバイル契約者は、当社が契約者情報を下記の各号に定める場合に当社のプライバシーポリシーに従い、利用することがあることにつき、あらかじめ同意するものとし、

当社がエコプリモバイル契約者に対しエコプリモバイルサービス内容の追加又は変更のご案内又は緊急連絡のため、前条に定める方法により通知を行う場合。

エコプリモバイル契約者が支払期日までにエコプリモバイルに関する利用料金を支払わない場合において、第22条（未払い時の通知等）の定めに従い提携会社（第22条第2項に定めます。）に提供する場合。エコプリモバイル契約者に対する、エコプリモバイルサービスに関する利用料金の請求業務を第20条（請求代行業務）の定めに従い第三者に委託し、提供する場合。

当社がキャリアから契約者情報の開示を求められ、キャリアへ提供する場合。

当社が商品開発等の目的でエコプリモバイルサービスに関する利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式に加工した上で、その分析結果を自ら利用し、又は第三者に提供する場合。

法令の規定に基づき、利用又は提供する場合。

エコプリモバイル契約者から事前の同意を得た場合。

## 第8条（契約者情報の変更）

1. エコプリモバイル契約者は、エコプリモバイルサービスの適正な運用の確保のため、氏名、住所、又は連絡先等の契約者情報に変更を生じた場合は、速やかに当社に通知するものとし、
2. エコプリモバイル契約者が、前項に記載する変更後の氏名、住所、又は連絡先等の契約者情報の通知を怠った場合は、当社がエコプリモバイル契約者の変更前の氏名、住所、又は連絡先等の契約者情報に発送した書面等の通知は、全てエコプリモバイル契約者に対して発送した時点において到達したものとします。

## 第2章 申込及び解約

### 第9条（エコプリモバイル契約の申込み方法）

1. エコプリモバイル契約の申込みは、エコプリモバイル契約申込書及び携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）に定める本人確認書類を含む当社の定める添付書類を当社へ提出する方法で行うものとし、
2. エコプリモバイルサービスの申込書に虚偽の記載その他、申込書に記載された連絡先電話の不通またはその記載住所に宛てた当社からの郵便物の不達等があった場合、当社はエコプリモバイルサービスを利用停止または契約解除することができるものとし、

3. エコプリモバイル契約は、携帯電話番号ポータビリティ制度を利用した申込みは出来ないものとします。

#### 第10条（契約の単位）

1. 当社は顧客種別ごとに次の各号に定める回線単位を上限とし、エコプリモバイルサービスの申込を受け付けるものとします。

個人名義による申込：1個人名義あたり2回線

法人名義による申込：1法人名義あたり5回線

2. 前項の規定にかかわらず、事前に当社が別途定める審査規定に基づき当社の承認を得た場合はその限りではないものとします。

3. 当社はエコプリモバイル契約者に対し前項に定める審査規定について、その規定内容は理由の如何を問わず一切開示しないものとします。

#### 第11条（契約申込みの承諾）

1. 当社は、エコプリモバイル契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2. 当社は、前項の定めにかかわらず、当社の判断により、エコプリモバイル契約の申込みの承諾を延期又は承諾をしないことがあります。

#### 第12条（USIMカードの返却）

1. エコプリモバイル契約者は、エコプリモバイル契約の終了に伴いUSIMカードを当社に返却するものとします。

なお、エコプリモバイル契約者は、USIMカード返却時にカード内のメモリー等（メモリーダイアル、通信履歴（メールの受信履歴を含む）等）を必ず消去した上で当社に返却するものとします。万一、USIMカードにメモリー等が残ったまま当社に返却されたことにより、エコプリモバイル契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

2. エコプリモバイル契約者は、エコプリモバイル契約の終了に伴いUSIMカードを当社に返却しない場合は、USIMカード未返却代金としてUSIMカード1枚あたり金1,995円（税込）を当社に支払うものとします。

#### 第13条（エコプリモバイル端末・エコプリモバイル回線の紛失及び修理時の取扱い）

1. エコプリモバイル契約者は、エコプリモバイル端末及びUSIMカードを紛失（盗難含む）した場合、直ちにレンタル携帯事務局に連絡し当社の指示に従い適切に対処するものとします。

2. 紛失（盗難含む）によりUSIMカードが未返却となった場合、エコプリモバイル契約者はUSIMカード未返却代金としてUSIMカード1枚あたり金1,995円（税込）を当社に支払うものとします。

3. エコプリモバイル契約者はエコプリモバイル端末の保守対応が必要となった場合、自己の判断にてソフトバンクショップに保守対応を依頼するものとし、当社では保守対応の受付はしないものとします。また、当社はエコプリモバイル端末の故障等に付随するメモリーの消去等に関する損害を契約者に対して一切負担しないものとします。

#### 第14条（解約等）

1. エコプリモバイル契約者は、エコプリモバイル契約を有効期間満了日まで解約できないものとします。万一、エコプリモバイル契約者が、やむを得ない事由によりエコプリモバイル契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ第18条（お問合せ窓口）に定めるレンタル携帯事務局に当社所定の解約書（以下「解約書」といいます。）を送付し、当社の承諾を得るものとします。なお、当社は、解約書及びUSIMカードが当社に到着した日をもってエコプリモバイル契約を解約し、その利用を停止するものとします。

2. エコプリモバイル契約者がエコプリモバイル契約を解約又は解除した場合、解約又は解除した日の属する月から起算して6ヶ月間は、エコプリモバイル契約の申込みをすることはできないものとします。

### 第3章 利用方法等

#### 第15条（利用責任）

1. エコプリモバイル契約者が、エコプリモバイルを利用して第三者に損害を与えた場合、エコプリモバイル契約者は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に一切損害を与えないものとします。
2. 当社が、エコプリモバイル契約者に代わって前項の対応を行った場合、当該対応のために要した費用をエコプリモバイル契約者に対して請求するものとします。

#### 第16条（禁止事項）

エコプリモバイル契約者は、エコプリモバイルを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

申込に当たって虚偽の事項を記載する行為。

第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為。

受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメールを送信する行為。

受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はその虞のあるメールを送信する行為。

エコプリモバイル端末及びUSIMカードを、第三者に売却、レンタル又は譲渡する行為。

利益目的で自己の事業において利用する行為。

当社が指定する方法によらず第三者の運営する携帯電話取扱い店舗等で回線名義の変更をする行為。

法令もしくは公序良俗に反し、又は、他人の権利を著しく侵害する行為。

USIMカードをエコプリモバイル端末以外の端末に入れて利用する行為。

前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。

その他、本約款の規定に違反すると当社が判断する行為及び当社が不適切と判断する行為。

#### 第17条（機種変更）

エコプリモバイル契約者は、有効期間中、エコプリモバイル端末の機種変更を行うことができないものとします。

#### 第18条（お問合せ窓口）

エコプリモバイル契約者は、エコプリモバイル端末、USIMカード等に関するお問合せ、又は、解約の手続を行う場合、下記のレンタル携帯事務局まで連絡するものとします。

記

##### 【レンタル携帯事務局】

TEL：0120 - 958 - 440

受付時間 9：00～19：00（土日祝日除く）

年末年始など一部お受けできない期間もございます。

以上

### 第4章 料金支払等

#### 第19条（通話料等）

1. エコプリモバイル契約者は、エコプリモバイルサービスを利用するにあたり自己でソフトバンクプリペイドカードを購入し追加登録するものとする。
2. 金融機関での振込による追加登録、クレジットカードによる追加登録は利用を禁止するものとします。
3. エコプリモバイルの通話料・通信料は【別紙】に定める料金とし、キャリアの定める通話料・通信料が改定された場合、以後は改定後の料金が適用されるものとします。

## 第20条（請求代行業務）

当社は、エコプリモバイル契約者に対する、エコプリモバイルサービスに関する利用料金の請求業務を、当社以外の第三者に委託する場合があります。

## 第21条（延滞利息）

エコプリモバイル契約者は、エコプリモバイルサービスに関する利用料金について支払期日を経過しても当社に支払わない場合は、支払期日の翌日から支払い日の前日まで年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社へ支払うものとします。

## 第22条（未払い時の通知等）

1. 当社は、エコプリモバイル契約者が、エコプリモバイルサービスに関する利用料金について支払期日を経過しても当社に支払いがない場合には、エコプリモバイル契約者に書面、電子メール、電話、訪問等（但し、これらに限定されないものとします。）当社の指定する方法で通知又は連絡（以下「未払料金案内」といいます。）するものとします。
2. エコプリモバイル契約者が当社にエコプリモバイルサービスに関する利用料金を支払わない場合、当社は契約者情報を、当社がエコプリモバイルの獲得業務を委託する販売代理店又は当社グループ会社等（以下「提携会社」といいます。）に提供し、未払料金案内を提携会社に委託する場合があります。
3. 当社又は提携会社がエコプリモバイル契約者を訪問した場合、エコプリモバイル契約者は、当社又は提携会社が訪問に要した費用を支払うものとします。

## 第5章 利用停止及び解除

### 第23条（エコプリモバイルの利用停止）

1. 当社は、エコプリモバイル契約者が次のいずれかに該当する場合には、そのエコプリモバイルの利用を停止することがあります。

エコプリモバイル契約者が、第16条（禁止事項）に該当する行為を行ったとき。

エコプリモバイル契約者が仮差押、差押等の処分を受けたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。

エコプリモバイル契約者が、民事再生手続、破産、会社更生等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。

本約款の規定に違反すると当社が判断したとき又はその他エコプリモバイル契約者に対してエコプリモバイルを提供することが不相当と当社が判断したとき。

前各号に掲げる事項の他、エコプリモバイル契約者の責めに帰すべき事由により、当社エコプリモバイルの提供に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の規定によりエコプリモバイルの利用を停止するときは、あらかじめ、その理由及び利用を停止する日を書面、電子メール等当社の指定する方法でエコプリモバイル契約者に通知します。但し、第16条（禁止事項）に該当する場合又は当社が緊急やむを得ないと判断した場合は、エコプリモバイル契約者に通知しない場合があります。

### 第24条（解除）

1. 当社は、エコプリモバイル契約者が第16条（禁止事項）に該当する場合は、直ちにエコプリモバイル契約を解除できるものとします。
2. 当社は、前条による利用停止の原因となる事実をエコプリモバイル契約者が解消しない場合には、エコプリモバイル契約を解除することができるものとします。
3. 前項に基づき、当社がエコプリモバイル契約者とのエコプリモバイル契約を解除しようとするときは、あらかじめエコプリモバイル契約者にその旨を通知するものとします。但し、エコプリモバイル契約者が第16条（禁

止事項)に該当する場合又は緊急やむを得ないと当社が判断した場合は、エコプリモバイル契約者に通知しない場合があります。

4. 前各項の定めにかかわらず、当社は、エコプリモバイル契約を2ヶ月前の書面による通知により解除できるものとします。なお、当該解除の場合、エコプリモバイル契約者は契約解除料の支払い義務を免除されるものとします。

## 第6章 雑則

### 第26条 (損害賠償)

エコプリモバイル契約者は、本約款の規定に違反して、当社又は第三者に損害を与えた場合には、その損害(逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。)を全額賠償しなければならないものとします。

### 第27条 (免責)

当社がエコプリモバイル契約者に対して負う責任は、本約款に定めるものが全てであり、これを超えて、エコプリモバイル契約者がエコプリモバイルの利用に関して被った利益の喪失、データ損失等に係る損害、その他一切の損害(財産的損害か非財産的損害かを問わないものとします。)について、当社は理由の如何を問わず責任を負わないものとします。

### 第28条 (法令等の遵守)

エコプリモバイルサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

### 第29条 (合意管轄)

当社とエコプリモバイル契約者との間で訴訟の必要を生じたときは、東京地方裁判所を第一審における専属的合意管轄裁判所とします。

### 第30条 (適用関係)

1. 本約款に定め無き事項は、ウェブサイト(URL: <http://www.mobile-cast.jp>)に掲載するエコプリモバイル約款(以下「ウェブサイト約款」といいます。)に従うものとし、本約款とウェブサイト約款に矛盾抵触する定めがある場合は、ウェブサイト約款が優先して適用されるものとします。
2. 本約款及びウェブサイト約款に定め無き事項は、キャリアの定める3G通信サービス契約約款及び提供条件書等に準じて取扱うものとします。

制定日 平成22年2月1日

【別紙】

エコプリモバイル通話料・通信料

音声通話料：9円（税込）/6秒

TVコール通話料：16円（税込）/6秒

メールし放題：300円（税込）/最大30日

メールし放題はお申込が必要です。

申し込み時または自動継続時にカード登録残高の利用有効期間が30日未満の場合は、カード登録残高の利用有効期限が終了した時点で、メールし放題の利用有効期間も自動的に解約となります。カード登録残高の有効期間内に追加登録（リチャージ）すれば、30日間利用可能となります。

メール受信料：無料

S!メール（MMS）の受信はメールし放題への加入が必要です。

国際電話通話料：発信先の国・地域により異なります。

各国・地域別の料金についてはキャリアのホームページにてご確認ください。

([http://mb.softbank.jp/mb/service/3G/global\\_service/call/area.html](http://mb.softbank.jp/mb/service/3G/global_service/call/area.html))